

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会について

1. 委員会の所掌事務について

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会では宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例第2条第1項に基づき、

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

が委員会の所掌事務となっています。

2. 委員の任期について

令和4年10月7日から令和6年3月末まで

3. 会議の公開について

条例第6条第4項に基づき、原則、会議は公開とします。

ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適當であると決したときは、公開しないことができます。

4. 会議録の公表について

- (1) 会議録は市ホームページで公表します。また、会議の様子をホームページ等で掲載する場合がありますので、写真の公開について都合の悪い方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。
- (2) 会議録において発言者の表記は、委員長、副委員長、委員、事務局とします。ただし、委員長、副委員長が委員として発言された場合は、委員として表記します。
- (3) 委員に、事前に会議録を確認いただいた後、公表します。

【会議録公表までの日程】

会議録作成後、委員に確認いただきます。（※確認期限までに、ご意見などご連絡がない場合は、ご了承いただいたと判断させていただきます。）確認後、速やかにホームページ等で公表します。